

市道の認定について

市道を次のように認定する。

熊本市長 大 西 一 史

議案番号	路 線 名	起 点		重要な 経過地
		終 点		
議第 2 7 4 号	渡鹿 6 丁目 第 1 2 号線	中央区渡鹿 6 丁目 9 6 番 7	地先	
		中央区渡鹿 6 丁目 9 6 番 1 4	地先	
議第 2 7 5 号	横手 4 丁目 第 2 6 号線	西区横手 4 丁目 7 8 番 1	地先	
		西区横手 4 丁目 7 8 番 5	地先	
議第 2 7 6 号	龍田 7 丁目 第 1 4 号線	北区龍田 7 丁目 1 5 8 番 1 3	地先	
		北区龍田 7 丁目 1 5 8 番 8	地先	
議第 2 7 7 号	山ノ神 2 丁目 第 2 0 号線	東区山ノ神 2 丁目 2 6 1 2 番 5 5 7	地先	
		東区山ノ神 2 丁目 2 6 1 2 番 5 6 3	地先	
議第 2 7 8 号	御幸木部 3 丁目 第 1 0 号線	南区御幸木部 3 丁目 3 1 3 0 番 5	地先	
		南区御幸木部 3 丁目 3 1 3 0 番 1 1	地先	
議第 2 7 9 号	御幸西 3 丁目 第 2 号線	南区御幸西 3 丁目 5 5 6 番 1	地先	
		南区御幸西 3 丁目 5 5 6 番 1 0	地先	
議第 2 8 0 号	小島 3 丁目 第 5 号線	西区小島 3 丁目 1 7 3 0 番 1 6	地先	
		西区小島 3 丁目 1 7 3 0 番 1 1	地先	
議第 2 8 1 号	小島 3 丁目 第 6 号線	西区小島 3 丁目 1 7 2 4 番 3	地先	
		西区小島 3 丁目 1 7 3 2 番 1 0	地先	
議第 2 8 2 号	小島下町 第 6 4 号線	西区小島下町 3 4 9 9 番 4	地先	
		西区小島下町 3 4 9 9 番 2	地先	
議第 2 8 3 号	中島町 第 4 6 号線	西区中島町 7 8 0 番 5	地先	
		西区中島町 7 8 0 番 8	地先	

議案番号	路線名	起 点		重要な 経過地
		終 点		
議第284号	小山6丁目	東区小山6丁目1522番5	地先	
	第2号線	東区小山6丁目1522番1	地先	
議第285号	戸島5丁目	東区戸島5丁目20番5	地先	
	第13号線	東区戸島5丁目20番11	地先	
議第286号	戸島西4丁目	東区戸島西4丁目3224番1	地先	
	第15号線	東区戸島西4丁目3227番1	地先	
議第287号	梶尾町	北区梶尾町1675番3	地先	
	第116号線	北区梶尾町1676番15	地先	
議第288号	碓	南区城南町碓913番2	地先	
	第19号線	南区城南町碓913番8	地先	
議第289号	一木	北区植木町一木600番19	地先	
	第17号線	北区植木町一木601番3	地先	
議第290号	良町1丁目田	南区良町1丁目152番1	地先	
	井島3丁目 第3号線	南区田井島3丁目435番2	地先	

(提出理由)

次の事由に伴う市道認定について、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定に基づき、市議会の議決を求める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

- (1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第39条の規定に基づく管理帰属
- (2) 地元要望